

「療養費支給申請書（立替払等）の書き方」

■記入上の注意

1. 下記の「申請書の記入例」を参考にもれなくご記入ください。
2. **申請者は、「世帯主」**です。「世帯主」以外の口座に振込みをする場合は、「世帯主」自筆の「委任状」が必要となりますので、作成のうえ提出してください。
3. 申請書は、**入院、外来、月ごと、医療機関ごとにそれぞれ1枚必要**です。

■申請書の記入例

別記様式第9号(第3条関係)

国民健康保険療養費支給申請書		障・乳・子・親	
1 3 8 0 5 7		記号番号 05-□□・△△△△(枝番)○○	
療養を受けた被保険者	氏名 文京 花子	世帯主との続柄	妻
	個人番号 ○○○○		
	生年月日	○○○○年○○月○○日	
療養等を受けた保険医療機関等	名称 国保病院		
傷病名 感冒(かぜ)	負傷の原因	1 労働災害・第三者行為 2 1以外	
診療月	○○○○ 年○○月 診療分		
療養費の支給申請をした理由	<input type="radio"/> 1 被保険者証を持たずに医療機関等を受診した <input type="radio"/> 2 遑って文京区国保の加入手続きをした(遅れた理由) <input type="radio"/> 3 補装具の保険契約がなかった <input type="radio"/> 4 以前加入していた保険の被保険者証を使用した <input type="radio"/> 5 海外の医療機関で受診した(渡航の目的) <input type="radio"/> 6 その他()		
被保険者証で治療等を受けられなかった具体的な理由			
資格取得日	届出日	証明発行	療養に要した費用
【在留期間 ~ 】			円
文京区長 殿	上記のとおり証明書類を添えて申請します。 支給額は下記振込口座に振込みをしてください。		
世帯主住所	〒112-8555 文京区春日○丁目○番○号 電話 03-□□□□-△△△△		
世帯主氏名	文京 太郎 個人番号 □□□□□□□□□□□□		
窓口に来た人(該当に○)	世帯主・ <input checked="" type="radio"/> 同一世帯員・代理人 氏名 文京 花子		
備考			
振込先金融機関	預金種類	口座番号	名義人氏名(フリガナ)
文京 銀行 信用金庫 信用組合	<input checked="" type="radio"/> 1 普通 2 当座 4 貯蓄	1 2 3 4 5 6 7	フンキョウ タロウ
金融機関番号 1 2 3 4	店番号 9 9 9	文京 太郎	

① 国民健康保険被保険者証に記載されている記号・番号を記入してください。
記号=05・(2桁)
番号=(4桁)
枝番=(2桁)
※枝番が記載されていない場合、記入は不要です。

② 療養を受けた被保険者の氏名、生年月日、個人番号および世帯主との続柄を記入してください。

③ 療養を受けた医療機関等の名称を記入してください。調剤の場合は、薬局名を記入してください。

④ 診断書等に記載されている傷病名を正確に記入してください。なお、診断書等を見ることができない場合は記入不要です。

⑤ 負傷した原因に○をしてください。
1の労働災害、第三者行為に該当する場合、原則として保険給付はできません(国保給付係にお問合せください。)

⑥ 診療月を記入してください。

⑦ 保険証を使えなかった理由に○をしてください。
2, 6の場合、理由も記入してください。

⑧ 申請書に記入した年月日を記入してください。

⑨ 「世帯主」の郵便番号、住所・氏名・個人番号・電話番号を記入してください。

⑩ 「世帯主名義」の預金口座事項を記入してください。ゆうちょ銀行の場合は「振込用の口座」事項を記入してください。
なお、世帯主以外の口座に振込む場合は、別に世帯主自筆の委任状が必要となりますので、作成のうえ提出してください。

金融機関番号および店番号が不明の場合は、記入不要です。

■申請に必要なもの

1. 療養費支給申請書
2. レセプト
※レセプトは傷病名・処置内容等の記載がある診療内容の明細書です。医療機関で会計時に発行される診療明細書とは異なります。
3. 領収書
4. 世帯主の預金口座（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号のわかるもの）
5. 世帯主または受診者の健康保険証
6. 窓口へお越しになる方の本人確認書類（健康保険証・運転免許証など）
7. 世帯主と受診者のマイナンバー確認書類

■注意事項

1. 保険の給付対象とならない消費税額等は支給されません。
2. 申請期間は療養を受けた日の翌日から2年間です。
3. 申請できる方は、受診時点において文京区国民健康保険に加入している方です。
4. 申請者は世帯主です。世帯主以外の口座に振込みを希望する場合は、世帯主自筆の委任状が必要です。
5. 申請書手続は窓口で行ってください。
6. 国民健康保険資格取得日から14日を過ぎて加入手続きをしている場合、原則、国民健康保険証を交付された日以降の診療分のみ申請できます。
7. 提出された申請書は、審査機関へ送付して医療処置が適切であったかを審査します。このため、申請時から3か月ほど後に世帯主の口座に振込となります。

■受付窓口およびお問い合わせ先

文京区役所 国保年金課 国保給付係 文京シビックセンター11階 南側 ①番窓口
〒112-8555 東京都文京区春日1丁目16番21号
電話番号：03-5803-1193
FAX：03-5803-1347